

ケーブルプラスでんき 重要事項説明書・規約

蕨ケーブルビジョン株式会社

ケーブルプラスでんき重要事項説明書

ケーブルプラスでんきサービスのご利用にあたって

□本書面並びにこれと一体のものとして交付するケーブルプラスでんき申込書控えの内容を十分お読みください。

□電気事業法第2条の13および14に基づき、ケーブルプラスでんきの利用に関する契約の締結前に行われる供給条件の説明および書面の交付が、ホームページ等の電子的媒体を通じて閲覧に供する方法で行われることについてご承諾いただきます。

1. サービスの定義

□「ケーブルプラスでんき」（以下、本サービス）は au エネルギー & ライフ株式会社（以下、auEL）および東北電力フロンティア株式会社（以下、フロンティア）が提供するサービスです。

■小売電気事業者は、以下の通りです。

東北電力フロンティア株式会社（登録番号：A0796）

（住所）宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20

□本サービスは auEL の業務委託先である蕨ケーブルビジョン株式会社（以下、ケーブルテレビウイंक）を通じてお申し込みいただきます。なお、加入者との本サービスの契約は、auEL がケーブルプラスでんきへの切替が可能であることを確認できた日でご契約成立日となります。具体的なご契約成立日は、「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にてお知らせ致します。

□本サービスのご利用料金（以下、電気料金）はケーブルテレビウイंकから請求させていただきます。電気料金のお支払い方法は、口座振替またはクレジット払いのみとします。

□お客さまは、でんき約款等の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、でんき約款等の定めにかかわらず、auEL が JCOM 株式会社（以下、JCOM）に譲渡し、JCOM がケーブルテレビウイंकに再譲渡することを承認していただきます。この場合において、auEL、JCOM およびケーブルテレビウイंकは、お客さまへの個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

□お客さまは、でんき約款等の規定に基づくお客さまからの各種申告の受理、およびお客さまへの各種お知らせ等に関する業務を auEL が JCOM に委託し、JCOM がケーブルテレビウイंकその他の第三者に再委託することを承認していただきます。この場合において、auEL は、お客さまへの個別の通知又は委託承認の請求を省略するものとします。

2. 契約に関するご注意

□あらかじめ「でんき約款（東北電力フロンティア・auEL）」、「でんきサービス料金表」、「でんきサービス提供条件」およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下、当該一般送配電事業者等）が別に定める「託送供給等約款」等ならびにケーブルテレビウイंकが定める「ケーブルプラス電気重要事項説明書・規約」を承認のうえ、所定の様式によって申込みをしていただきます。JCOM ホームページ（<http://www.jcom.co.jp/catv-service/denki/>）及びケーブルテレビウイंकホームページ（<https://www.catvwink.co.jp>）をご確認ください。ただし、ケーブルテレビウイंकが認める場合には電話等による申込を受付することがあります。

□auEL にて、小売電気事業者の切替手続きを行います。（お客さま自身による現在ご契約の小売電気事業者への解約手続きは不要です）

□お申し込みを撤回される場合、ケーブルテレビウイंकまで必ずご連絡ください。本サービスへの切替日以降にご連絡いただいた場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、加入者にて元の小売電気事業者の新規契約手続きを行っていただく必要があります。この場合、本サービスへの切替日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、ケーブルテレビウイंकにお支払いいただきます。

□お申込前に、現在ご契約の小売電気事業者の解約に伴う不利益事項を十分ご確認ください。以下のような不利益事項が考えられますので、現在契約の小売電気事業者にご確認ください。

①違約金の発生（複数年契約などの場合）、②ポイント等の失効、③継続利用期間割引に適用される継続利用期間の喪失、④過去電力使用量に関する照会不可、⑤小売電気事業者による検針票の提供終了

□最低利用期間は電気料金の適用開始日から起算して 1 年間とします。

□ご利用開始（料金適用開始）の日は、切替申請日から起算して、原則 5 営業日に 2 曜日を加えた最初の検針日となります。ただし、スマートメーターへの取換工事が必要となる場合は、原則 10 営業日に 2 曜日を加えた日以降の最初の検針日です。なお、具体的なご利用開始日は、別途郵送される「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にて加入者にお知らせいたします。「切替申請日」とは、auEL が電力広域的運営推進機関に対して小売電気事業者の切替を申請した日であり、原則、auEL がケーブルテレビウイंकからお申し込み内容を受領した翌日となります。※ auEL が設定したご利用開始日までにスマートメーターへの取替工事が完了しない場合、アナログメーターのまま「ケーブルプラスでんき」のご利用が開始されます。

□現小売電気事業者との契約における「ご契約種別」「供給設備の状況」等によりサービス提供ができない場合がございます。予めご了承ください。

□お引越し先で本サービスをご利用される場合、ご利用開始（料金適用開始）の日は、加入者が入居し、電気の使用を開始した日となります。申込手続きが入居日の翌日以降になった場合でも入居日に遡ってご契約いただきます。

□電気料金のお支払いが、1 回でも延滞となった場合は本サービスを強制的に終了させていただきます。ただし、延滞理由が加入者に責がない場合はこの限りではありません。なお、最低利用期間の場合は解約違約金についてもお支払いいただきます。

3. 電気料金・でんきセット割・ダブル割（長期契約プラン）トリプル割（長期契約プラン）に関するご注意

□電気料金は、一般送配電事業者にて検針した使用電力量に基づき、auEL が別途定める料金表にて計算します。なお、電気料金の算定期間は一日から月末日です。

- ☐本サービスへの切替申込と同時に、ご契約アンペアまたはご契約容量を変更することはできません。お引越し先でご利用される場合のご契約アンペアまたはご契約容量は、お引越し先物件の既設ブレーカー容量でご契約いただきます。
- ☐電気料金の算定期間中に契約の開始や解約があった場合は、日割計算をいたします。
- ☐ご契約アンペア・ご契約容量を変更した場合、変更日から 1 年以内にアンペア数・契約容量を減少させることはできません。季節に応じた上げ下げはできませんので、予めご了承ください。
- ☐電力量計（以下、電気メーター）の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、加入者と auEL 及びフロンティアとの協議によって定めます。
- ☐本サービスの切替に伴う手続きおよび電気メーター取替工事に関しては、加入者の費用負担はありません。
- ☐別途でんきセット割規約で定める対象サービスと本サービスを同時に利用することで、でんきセット割が適用されます。でんきセット割は、本サービスの電気料金請求発生月に電気料金と対象サービスの合計金額に対して、毎月自動的に適用されます。電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額が 8,000 円（税込 8,800 円）未満の場合は 0.5%を、8,000 円（税込 8,800 円）以上の場合は 1%をご請求金額から引きします。
 - ・電気料金請求発生月にお引越しされた対象サービスの料金の請求発生があること。
 - ・本サービスおよびご契約の対象サービスを同一住所で契約していること。
 - ・利用料金を月ごとにお支払いされていること。
- ☐別途「ダブル割 トリプル割（長期割引プラン）利用規約」で定める対象サービス（以下、対象サービス）と本サービスをセットで利用することで、ダブル割 トリプル割（長期割引プラン）が適用されます。「ダブル割（長期契約プラン）」は対象サービスのいずれか2サービスとケーブルプラスでんきをセットご加入で対象サービスの総計利用料金から 100 円（税込 110 円）／月額を引きします。「トリプル割（長期契約プラン）」は対象サービスの3サービスとケーブルプラスでんきをセットご加入で対象サービスの総計利用料金から 300 円（税込 330 円）／月額を引きします。ダブル割 トリプル割（長期割引プラン）の適用には次の条件を全て満たす必要があります。
 - ・利用料金を月ごとにお支払いされていること。
 - ・電気料金の請求発生月に対象サービスの利用料金の請求発生があること。
 - ・ケーブルプラスでんきおよび対象サービスを同一住所で契約していること。

4. 請求に関するご注意

- ☐電気料金は、原則ご利用月の2ヶ月後に請求いたします。ただし、一般送配電事業者の検針スケジュールやその他の都合により、3ヶ月後のご請求となる場合があります（それ以降、3ヶ月後のご請求となります）。
- ☐お客さまが電気を不正に使用し電気料金の支払いを免れた場合、支払いを免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として、お客さまに請求させていただきますことがあります。
- ☐電気料金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年利14.5%（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします）の割合で算出した額を延滞利息として、ケーブルテレビウイニングが定める方法によりお支払いいただきます。但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- ☐でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）に基づき、電気の使用の開始（本サービスお申込に伴う電気メーター取替工事を除きます。）、お客さまの都合による設備変更等により、工事費用が発生する場合があります。その際は、ケーブルテレビ会社もしくはフロンティアにより費用を請求させていただく場合があります。※契約電流または契約容量を新たに設定した日から1年以内に、契約電流もしくは契約容量を減少させた場合、フロンティアが当該一般送配電事業者等から請求された精算金をお客様に支払っていただく場合があります。

5.au ID・ケーブルプラスでんき Web サービスに関するご注意

- ☐使用電力量および電気料金は、ケーブルプラスでんき Web サービスにてご確認ください。その際の ID およびパスワードは、別途郵送される「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にてお知らせいたします。
- ☐ケーブルプラスでんき Web サービスおよびログインに au ID を利用します。本サービスのお申し込みにあたっては、KDDI 利用規約（https://id.auone.jp/id/pc/legal/auid_terms.html）にも同意のうえ、お申し込みいただきます。
- ☐ケーブルプラスでんき Web サービスでは、「ケーブルプラスでんき」のご利用開始日の翌日以降から、日々の電気使用量をご確認いただけます。ただし、スマートメーターの通信環境等により、データが欠損する場合があります。実際の使用量、料金と異なる場合がございます。なお、加入者に請求する料金に関しては、電力会社から提供される確定電力量を使用して正しく請求が行われます。また、スマートメーターへの取替工事遅延等により、アナログメーターのままサービス提供が行われている期間は、「実績確認」「電気料金予測」「分析」「アドバイス」等の機能がご利用いただけません。

6. 工事などに関するご注意

- ☐加入者の電気メーターがアナログ式の場合は、スマートメーターへ切り替える必要があります。本取替工事の際、お客さまの土地または建物への立ち入りおよび工事を実施いたします。取替工事は一般送配電事業者にて行います。その際、原則事前に一般送配電事業者よりご連絡をさせていただきますので、ご家族の皆様にもお伝えいただきますようお願い申し上げます。
- ☐本取替工事の際加入者の工事立ち合いの必要はありません。また、数分から数十分程度の停電が発生することがあります。
- ☐一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、法令で定められている調査や検針時等に、加入者の土地または建物に立ち入らせていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- ☐一般送配電事業者の電気工作物（電気の引込線やメーター等）や加入者の電気工作物に異常、もしくは故障がある場合は、すみやかに加入者より一般送配電事業者にご連絡をお願いします。

7.auEL およびフロンティアからの契約解除またはケーブルテレビウイंकからの契約解除要請について

- ☐ ケーブルテレビウイंकが定める支払期日までに電気料金のお支払いが無い場合、契約を解除させていただく場合があります。契約解除に伴い無契約状態になると、一般送配電事業者により電気の供給が停止される場合があります。
- ☐ ケーブルテレビウイंकが定める支払期日までに、ケーブルテレビウイंक、JCOM および auEL の既存サービスの料金のお支払いが無い場合、本サービスの契約を解除させていただく場合があります。
- ☐ 契約解除後においても、電気料金未払いのある加入者の個人情報について、フロンティアが他小売電気事業者と共有することがあります。
- ☐ お客様が次のいずれかに該当し、auEL、フロンティアまたは当該一般送配電事業者等がその旨を警告しても改めない場合には、電気のご契約を解約することがあります。
 - ① お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ③ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ④ その他、auEL およびフロンティアが定める「でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）」、auEL が定める「でんきサービス料金表」、「でんきサービス提供条件」の内容に反した場合
 - ⑤ お客様が電気の廃止期日の通知をせず、電気のご契約場所から引越し、電気を使用していないことが明らかな場合
- ☐ 本サービス契約期間中に発生した電気料金の債権債務は、契約を解除した場合でも消滅しません。

8. 加入者からの契約解除について

- ☐ 加入者のお引越し等に伴い本サービスの契約を解約される場合、事前に電気の使用停止日を定めて、ケーブルテレビウイंकにご連絡いただきます。
他の小売電気事業者への切替えに伴う本サービスの廃止の場合には、ケーブルテレビウイंकにご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。但し、東京電力エナジーパートナー（株）の従量電灯 B または C プランへのお申込みの場合、ケーブルテレビウイंकへ併せてご連絡ください。

9. 本サービスの提供エリア

- ☐ 本サービスの提供エリアは蕨市を基本とします。

10. クーリングオフ

- ☐ お客様が、訪問販売もしくは電話勧誘販売で、お申込み（契約）された場合、お申込みから 8 日を経過するまでは、書面またはホームページ等からご申告いただくことにより無条件で申込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うことができます。この場合お客様は、①損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払い義務はありません。③すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。④権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払いを請求されることはありません。⑤役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。⑥上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から 8 日を経過するまでは書面またはホームページ等からご申告いただくことによりクーリングオフすることができます。
【書面の宛先・ご申告先】 蕨ケーブルビジョン株式会社
【住所】 埼玉県蕨市中央 6 丁目 5 番 3 4 号
【代表者氏名】 代表取締役 矢野 淳一郎
【電子メールの宛先】 wink@catwink.co.jp
【必要記載事項】 サービス名（ケーブルプラスでんき）、お申込日、ご契約者名、ご住所、ご連絡先 電話番号、クーリングオフを行う旨

11. その他

- ☐ ご契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までとします。（年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日をいいます。）お客様と auEL およびフロンティアの三者のいずれかが、変更または廃止の申入れを行わない場合は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものとします。なお、最新のご契約についてはケーブルプラスでんき web サービスにてご確認ください。
- ☐ 料金やサービスを変更する場合は予めお客様へお知らせします。
- ☐ auEL またはケーブルテレビウイंकが、でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）、「でんきサービス料金表」、「でんきサービス提供条件」、各種説明書、各種案内等（これらの変更も含みます）を、書面の交付（郵送）に代え、ホームページ等の電子的媒体により、お客様にお知らせすることを可能とします。また、でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）、「でんきサービス料金表」、「でんきサービス提供条件」、各種説明書、各種案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略することがあります。
- ☐ 供給電圧は、「低圧 100V/200V」です。周波数は以下の通りです。
 - 北海道・東北・東京エリア：50Hz
 - 中部・北陸・四国・九州エリア：60Hz

- ☐お客さまが故意または過失によって、電気ご使用場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物などの設備を損傷・亡失した場合には、その設備について修理費等を賠償していただきます。
- ☐ auEL、フロンティアおよびケーブルテレビウイंकの責めとならない理由によってお客さまが受けた損害については、auEL、フロンティアおよびケーブルテレビウイंकは賠償の責めを負いません。
- ☐ この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、「でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）」、「でんきサービス料金表」、「でんきサービス提供条件」にもとづきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。その他詳細事項等は、JCOM ホームページ等より「でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）」、「でんきサービス料金表」、「でんきサービス提供条件」をご覧ください。
- ☐ 個人情報の取り扱いについて
- ① auEL および東北電力フロンティアは、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかるため、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律、電気事業法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の業務主管庁が定めた事業分野別ガイドライン、その他関連する法令等を遵守いたします。詳細は、au エネルギー & ライフ プライバシーポリシー（<http://kddi-l.jp/X96>）もしくは東北電力フロンティア プライバシーポリシー（<https://www.tohoku-frontier.co.jp/company/privacypolicy/>）をご参照ください。
- ② 申込内容その他本サービスのご利用にあたりご提供いただいた情報を以下の利用目的に活用することを事前にご了解ください。
- ・マーケティング活動における利用
 - ・auEL の新サービスや、有益な情報のメール配信
 - ・電力広域的運営推進機関に対する、電気の切替手続き
- ケーブルテレビウイंकが保有する個人情報等の取り扱いは、ケーブルテレビウイंकが別に定める個人情報保護に関する規定に定めます。

●電気料金の計算方法

電気料金は下記の方法で計算されます。

①基本料金または最低料金

●北海道、東京、中部、北陸、九州エリア
→ご契約アンペア・ご契約容量によって決定します。

●四国エリア
→基本料金はありません。11kWh までは一律の最低料金がかかります。

+

②電力量料金

ご使用量
×
料金単価

+

③燃料費調整額※1

ご使用量
×
燃料費調整単価

+

④再生可能エネルギー
発電促進賦課金※2

ご使用量
×
再生可能エネルギー
発電促進賦課金単価

※ 1：電気の供給に必要な燃料費の価格変動に合わせ単価を毎月設定し、電力量に単価を乗じた「燃料費調整額」を請求いたします。

※ 2：再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、法律に基づき、電気をご利用になる全てのお客さまから電力使用量に応じ別途毎年決定されている単価を乗じた額を請求いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含んだ料金として計算します。

●ケーブルプラスでんき 料金表

でんき M プラン（東京 D2） 単位：円 [（）内は税込単価]

区分		単位	料金単価※（）内は税込参考単価	
			2024 年 3 月 31 日まで	2024 年 4 月 1 日から
①基本料金	10A	1 契約	268.40 (295.24)	283.40 (311.74)
	15A		402.60 (442.86)	425.11 (467.62)
	20A		536.80 (590.48)	566.81 (623.49)
	30A		805.20 (885.72)	850.22 (935.24)
	40A		1,073.60 (1,180.96)	1,133.63 (1,246.99)
	50A		1,342.00 (1,476.20)	1,417.04 (1,558.74)
	60A		1,610.40 (1,771.44)	1,700.45 (1,870.49)
②電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	27.27 (29.99)	27.09 (29.79)
	120kWh 超過 280kWh まで		33.27 (36.59)	
	280kWh 超過分		36.99 (40.68)	36.80 (40.47)
最低月額料金（注 1）		1 契約	292.20 (321.42)	298.25 (328.07)

※実際のご請求額は個々の税抜額の合計から税額を算出するため、個々の税込額の合計とは異なります。

注 1) 基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を下回る場合は、その月の料金は、最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計となります。

でんき L プラン (東京 D2)

区分		単位	料金単価※ () 内は税込参考単価	
			2025 年 9 月 30 日まで	2025 年 10 月 1 日から
①基本料金		1kVA	268.40 (295.24)	283.40 (311.74)
②電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	27.27 (29.99)	27.09 (29.79)
	120kWh 超過 280kWh まで		33.27 (36.59)	
	280kWh 超過分		36.99 (40.68)	36.80 (40.47)

※実際のご請求額は個々の税抜額の合計から税額を算出するため、個々の税込額の合計とは異なります。

●計算例

でんき M プラン (東京 D2)

例) でんき M プラン (東京 D2) ご契約アンペア：40A 1 ヶ月のご使用量：350kWh

基本料金	①	1,133.63 円	ご契約アンペア =40 アンペアの場合
電力量料金	②	3,250.80 円	最初の 120kWh まで (②× 120kWh)
	③	5,988.60 円	120kWh 超過 300kWh まで (③× 180kWh)
	④	1,840 円	300kWh 超過分 (④× 50kWh)
小計	⑤	12,213 円	①+②+③+④ (円位未満切捨て)
燃料費調整額	⑥	931 円	2.66 円× 350kWh (円位未満四捨五入) [燃料費調整単価 (税抜) =2.66 円 /kWh の場合]
再生可能エネルギー 発電促進賦課金	⑦	490 円	1.40 円× 350kWh (円位未満切捨て) [再生可能エネルギー発電促進賦課金 (税込) =1.40 円 / kWh の場合]
消費税相当額	⑧	1,314 円	(⑤+⑥) × 0.10 (円位未満切捨て)
御請求金		14,948 円	⑤+⑥+⑦+⑧

表記の金額は、特に記載がない場合、全て税抜価格です。別途消費税相当額がかかります。また、消費税の計算方法はケーブルテレビ会社の定める方法となり、上記計算例と異なる場合がございます。

●サービス・料金・請求に関するお問い合わせ 蕨ケーブルビジョン株式会社

0120-433-454 ケーブルテレビウイंक (フリーコール) 午前 9:30 ~午後 5:30/ 年中無休

●au ID に関するお問い合わせ KDDI お客さまセンター

0120-925-881 (フリーコール) 午前 9 時~午後 8 時 / 年中無休

●電気供給設備の故障に関しては、一般送配電事業者にお問い合わせください。

●小売電気事業者

au エネルギー & ライフ株式会社 (登録番号: A0077)
東京都千代田区飯田橋 3-10-10 ガーデンエアタワー
代表取締役社長: 梶川 秀樹

●KDDI の業務委託先

蕨ケーブルビジョン株式会社
埼玉県蕨市中央 6-5-34
代表取締役: 矢野 淳一郎

ケーブルプラスでんき利用規約

蕨ケーブルビジョン株式会社 (以下「ケーブルテレビウイंक」という。) と au エネルギー & ライフ株式会社 (以下「auEL」という。) が提供する「ケーブルプラスでんきサービス」 (以下「ケーブルプラスでんき」という。) を受ける者 (以下「加入者」という。) との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとします。

第 1 条 (利用規約の適用)

- ケーブルテレビウイंकは、auEL が規定する「ケーブルプラスでんき需給約款」 (以下「約款」という。) によりケーブルテレビウイंकに譲り渡された auEL の債権 (以下、「電気料金」という。) の請求等を、ケーブルテレビウイंकの定める「ケーブルプラスでんき利用規約」 (以下「本規約」という。) により行うものとします。
- 本規約の規定が約款の規定と矛盾または抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
- ケーブルテレビウイंकは、本規約を改定することがあります。なお、本規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい本

規約によるものとします。

第 2 条（用語）

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第 3 条（加入申込の承諾）

1. ケーブルプラスでんきを利用しようとする者は、下記に定める文書を承諾のうえ、ケーブルテレビウイंकが別途指定する方法によりお申し込みを行い、auEL がケーブルプラスでんきへの切替が可能であることを確認できたときに契約が成立するものとします。
 - ①ケーブルプラスでんき需給約款
 - ②ケーブルプラスでんき重要事項説明書
 - ③本規約
2. ケーブルテレビウイंकは、前項に基づくお申し込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
3. ケーブルテレビウイंकは、第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、お申し込みを承諾しないことがあります。
 - ①お申し込みにあたり加入者が虚偽の内容をケーブルテレビウイंकに申告した場合、またはそのおそれがある場合。
 - ②加入者がケーブルプラスでんきまたは、ケーブルテレビウイंकから請求している他サービスの料金の支払いを現に怠った場合、またはそのおそれがある場合。
 - ③過去に、加入者の責めに帰すべき事由によりケーブルプラスでんきの提供を受けるための契約（以下「利用契約」という。）が解除、または加入者に対するケーブルプラスでんきの提供が停止されたことがある場合。
 - ④その他、法令、電気の需給状況、供給設備の状況その他によってやむを得ない場合、利用契約のお申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

第 4 条（au ID の提供）

1. ケーブルプラスでんき Web サービスおよび My au の利用には KDDI が提供する「au ID」が必要です。
2. 加入者は、ケーブルプラスでんきのお申し込みにあたり、KDDI が別に定める「au ID 利用規約」に同意するものとします。

第 5 条（auEL に係る債権の譲渡等）

加入者は、ケーブルテレビウイंकが電気料金を請求することを承認するものとします。この場合、ケーブルテレビウイंकおよび auEL は、加入者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 6 条（請求と支払い等）

1. 加入者は、ケーブルテレビウイंकが定める期日までに指定する方法で支払いを行なうものとします。
2. 加入者は、ケーブルテレビウイंकが電気料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認するものとします。
3. 加入者は、電気料金について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数について年 14.5%（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします）の割合で計算して得た額を延滞利息として、ケーブルテレビウイंकが定める方法によりお支払いいただきます。但し、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 7 条（利用契約の終了）

1. ケーブルテレビウイंकは、加入者が本規約（本規約において準用している規定を含みます。）に違反したときは、auEL に通知いたします。その場合 auEL は催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。
2. 加入者が解約しようとするときは、あらかじめ、ケーブルテレビウイंकが別途定める方法により、ケーブルテレビウイंकにご連絡ください。他の小売電気事業者への切替えに伴う本サービスの廃止の場合には、ケーブルテレビウイंकにご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。但し、東京電力エナジーパートナー（株）の従量電灯 B または C プランへのお申込みの場合、ケーブルテレビウイंकへ併せてご連絡ください。
3. 加入者がケーブルプラスでんきの提供エリア外にお引越しの場合、または、エリア内であっても、ケーブルプラスでんきが提供できない場合には、利用契約は解除となります。
4. 電気料金のお支払いが、1 回でも延滞となった場合は本サービスを強制的に終了させていただきます。ただし、延滞理由が加入者に責がない場合はこの限りではありません。なお、最低利用期間の場合は解約違約金についてもお支払いいただきます。
5. 強制的に終了となった加入者へは、清算完了後に再契約の申し出があった場合、ケーブルテレビウイंकは再契約をお断りすることもございます。

第 8 条（auEL への通知）

加入者は、ケーブルテレビウイंकが定める支払期日までに、ケーブルテレビウイंकの既存サービスの料金の支払いが無い場合、auEL に通知することを了承するものとします。

第 9 条（他の小売電気事業者への通知）

約款に定める供給条件によって支払いを要することとなった料金およびその他の債務について、ケーブルプラスでんきの契約終了後も、現に料金およびその他の債務の支払いがない場合、ケーブルテレビウイंकは加入者の個人情報を auEL へ通知します。また、

auEL は、その情報を他小売電気事業者に通知することがあります。

第 10 条（利用契約に係る契約者情報の利用）

ケーブルテレビウイंकは、加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、ケーブルプラスでんきに係る契約のお申し込み、契約の締結、料金の適用または料金の請求その他本規約に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、ケーブルプラスでんき提供にあたり取得した個人情報等の取り扱いは、ケーブルテレビウイंकが別に定める「個人情報保護に関する規定」に定めます。

第 11 条（協議、管轄裁判所）

1. 本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。
2. 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとし、ケーブルテレビウイंकの提供するサービス内容に関連して訴訟の必要が生じた場合には、ケーブルテレビウイंकの本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附 則

1. ケーブルテレビウイंकは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. この本規約は 2026 年 7 月 1 日より施行します。

でんきセット割利用規約

第 1 条（本規約の適用）

株式会社ケーブルビジョン（以下「ケーブルテレビウイंक」といいます。）は、このでんきセット割利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、でんきセット割（以下「本割引」といいます。）を提供します。

1. ケーブルテレビウイंकは、本規約を変更することがあります。この場合、本割引の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約をケーブルテレビウイंकの指定するWEBサイトに掲載することにより行います。
2. 本規約本文のほか、ケーブルテレビウイंकが定める本割引に関する諸規程（ケーブルテレビウイंकが別にWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

第 2 条（本割引の概要）

本割引は、au エネルギー & ライフ株式会社（以下「auEL」という。）が提供するケーブルプラスでんき及び、本規約第 4 条で定める対象サービスを組み合わせる場合に、本規約に定めるところにより、料金に応じた割引を行うケーブルテレビウイंक提供のサービスです。

第 3 条（申込み）

本割引の適用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約を承諾のうえ、ケーブルテレビウイंकが別に定めるところによりケーブルテレビウイंकに申込みを行うものとします。

第 4 条（契約の成立）

ケーブルテレビウイंकは、前条の申込みが次の各号に定める条件のすべてを満たす場合、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、ケーブルテレビウイंकと申込者との間で本割引の適用を受けるための契約（以下「本件契約」といいます。）が成立するものとします。

- （1）申込者が、ケーブルプラスでんきに係る契約（以下「ケーブルプラスでんき契約」といいます。）を締結していること又はケーブルプラスでんき契約の申込みを行っていること（その申込みが承諾されない場合を除きます。）。
- （2）ケーブルテレビウイंकが指定する以下のサービス（以下「対象サービス」という。）を、申込者が契約していること。

【電話サービス】

・ケーブルプラス電話

- （3）前号で指定された対象サービスが、次の各号に定める条件の全てを満たしていること。
 - ア．本件契約の申込みの時点で、その対象サービスについて、現にサービスの提供を受けていること。
 - イ．その対象サービスの契約者が、ケーブルプラスでんき申込者と同一であるか、申込者と同一の住所に居住するその家族（ケーブルテレビウイंक所定の基準を満たすものに限り。）であること。
 - ウ．電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること。
 - エ．対象サービスとセットで利用し、利用料金を月ごとにお支払いされていること。
2. 前項の規定にかかわらず、ケーブルテレビウイंकは、業務遂行上支障があるとき又はその他ケーブルテレビウイंकが不適当と判断したときは、前条に基づく申込者の申込みを承諾しないものとします。

第 5 条（でんきセット割）

ケーブルテレビウイंकは、前条に従って本件契約が成立した場合、その本件契約に係る申込者（以下「本件契約者」といいます。）の契約するケーブルプラスでんき及び対象サービスに係る請求料金（以下「本件請求料金」といいます。）に応じ、次項の定めに従って算出した金額（以下「割引額」といいます。）を、本件請求料金から割引ます。

2. ケーブルテレビウイंकは auEL がケーブルプラスでんき需給約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、下記の額を割引ます。なお、該当算出に 1 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

本件対象額	本件対象額に乗じる割引率
8,000 円（税込 8,800 円）未満	0.5%
8,000 円（税込 8,800 円）以上	1%

第 6 条（対象サービスの変更）

本件契約者は、対象サービスの変更を希望する場合、ケーブルテレビウイंकが別に定める方法でケーブルテレビウイंकに申し出るものとします。

2. 本件契約者は、前項の申し出において、第 4 条（2）に定める条件を満たす対象サービスを新たな対象サービスとして指定するものとします。

第 7 条（本件契約の終了）

本件契約者は、ケーブルテレビウイंकが別に定める方法でケーブルテレビウイंकに申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。

2. 前項に定める他、本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。

（1）本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約が終了したとき。

（2）対象サービスに係る契約が終了したとき。

（3）本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約の名義変更等により、第 4 条第 1 項第 3 号イに定める条件を満たさなくなったとき。

第 8 条（権利義務の譲渡禁止）

本件契約者は、本件契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第 9 条（顧客情報の取扱い）

ケーブルテレビウイंकは、本割引の提供に関して取得した申込者、本件契約者及び対象契約者回線の契約者に係る情報について、本割引の提供に必要な範囲で利用する他、ケーブルテレビウイंकが別に公開するプライバシーポリシーに従って取り扱います。

第 10 条（合意管轄）

本割引に係る紛争については、ケーブルテレビウイंकの本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 11 条（本割引に関する疑義等）

本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、又は本規約に定めがない事項が生じた場合は、ケーブルテレビウイंकが決定する内容に従って処理するものとし、申込者及び本件契約者は予めこれを承諾するものとします。

附則

1. ケーブルテレビウイंकは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。

2. この本規約は 2026 年 7 月 1 日より施行します。

ダブル割 トリプル割（長期割引プラン） 利用規約

第 1 条（本規約の適用）

藤ケーブルビジョン株式会社（以下「ケーブルテレビウイंक」といいます。）は、このダブル割 トリプル割（長期割引プラン）利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、ダブル割 トリプル割（長期割引プラン）（以下「本割引」といいます。）を提供します。

2. ケーブルテレビウイंकは、本規約を変更することがあります。この場合、本割引の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約をケーブルテレビウイंकの指定するWEBサイト等に掲載することにより行います。

3. 本規約本文のほか、ケーブルテレビウイंकが定める本割引に関する諸規程（ケーブルテレビウイंकが別にWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。

4. 本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

第 2 条（本割引の概要）

本割引は、au エネルギー & ライフ株式会社（以下「auEL」という。）が提供するケーブルプラスでんき及び、本規約第 4 条で定める対象サービスを組み合わせる利用する場合に、本規約に定めるところにより、料金に応じた割引を行うケーブルテレビウイंक提供のサービスです。

第 3 条（申込み）

本割引の適用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約を承諾の上、ケーブルテレビウイंकが別に定めるところによりケーブルテレビウイंकに申込みを行うものとします。

第 4 条（契約の成立）

ケーブルテレビウイंकは、前条の申込みが次の各号に定める条件のすべてを満たす場合、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、ケーブルテレビウイंकと申込者との間で本割引の適用を受けるための契約（以下「本件契約」といいます。）が成立するものとします。

- （1）申込者が、ケーブルプラスでんきに係る契約（以下「ケーブルプラスでんき契約」といいます。）を締結していること又はケーブルプラスでんき契約の申込みを行っていること（その申込みが承諾されない場合を除きます。）
- （2）ケーブルテレビウイंकが指定する以下のサービス（以下「対象サービス」という。）を申込者が契約していること。

●ケーブルテレビサービス

【テレビサービス】

- ・デラックスコース・セレクトコース・スタンダードコース・エントリーコース・(旧) 地デジ BS コース
- ・ケーブルプラスデラックスコース・ケーブルプラスセレクトコース・デラックス 4K コース・セレクト 4K コース
- ・セレクト 4 K ミニコース・ケーブルプラス 4K デラックスコース・ケーブルプラス 4K セレクトコース
- ・スマートプラチナコース・スマートベーシックコース・スマートセレクトコース

【インターネット】

- ・インターネット各コース

【電話サービス】

- ・ケーブルプラス電話

- （3）前号で指定された対象サービスが、次の各号に定める条件の全てを満たしていること。
 - ア．本件契約の申込みの時点で、その対象サービスについて、現にサービスの提供を受けていること。
 - イ．その対象サービスの契約者が、ケーブルプラスでんき申込者と同一であるか、申込者と同一の住所に居住するその家族（ケーブルテレビウイंक所定の基準を満たすものに限ります。）であること。
 - ウ．電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること。
 - エ．対象サービスとセットで利用し、利用料金を月ごとにお支払いされていること。
2. 前項の規定にかかわらず、ケーブルテレビウイंकは、業務遂行上支障があるとき又はその他ケーブルテレビウイंकが不適当と判断したときは、前条に基づく申込者の申込みを承諾しないものとします。

第 5 条（ダブル割）（トリプル割）（長期割引プラン）

ケーブルテレビウイंकは、前条に従って本件契約が成立した場合、その本件契約に係る申込者（以下「本件契約者」といいます。）の契約する対象サービス請求料金から以下の割引をします。

ダブル割（長期契約プラン）対象サービス	割引額
テレビサービス インターネットサービス（いずれか 2 サービス） + ケーブルプラスでんき 電話サービス	月 / 100 円（税込 110 円）

トリプル割（長期契約プラン）対象サービス	割引額
テレビサービス インターネットサービス（3 サービス） + ケーブルプラスでんき 電話サービス	月 / 300 円（税込 330 円）

第 6 条（対象サービスの変更）

本件契約者は、対象サービスの変更を希望する場合、ケーブルテレビウイंकが別に定める方法でケーブルテレビウイंकに申し出るものとします。

2. 本件契約者は、前項の申し出において、第 4 条第 1 項第 3 号アないしはイに定める条件を満たす対象サービスを新たな対象サー

ビスとして指定するものとします。

第 7 条（本件契約の終了）

本件契約者は、ケーブルテレビウイंकが別に定める方法でケーブルテレビウイंकに申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。

2. 前項に定める他、本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。

- (1) 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約が終了したとき。
- (2) 対象サービスに係る契約が終了したとき。
- (3) 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約の名義変更等により、第4条第1項第3号イに定める条件を満たさなくなったとき。

第8条（権利義務の譲渡禁止）

本件契約者は、本件契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第9条（顧客情報の取扱い）

ケーブルテレビウイंकは、本割引の提供に関して取得した申込者、本件契約者及び対象契約者回線の契約者に係る情報について、本割引の提供に必要な範囲で利用する他、ケーブルテレビウイंकが別に公開するプライバシーポリシーに従って取り扱います。

第10条（合意管轄）

本割引に係る紛争については、ケーブルテレビウイंकの本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条（本割引に関する疑義等）

本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、又は本規約に定めがない事項が生じた場合は、ケーブルテレビウイंकが決定する内容に従って処理するものとし、申込者及び本件契約者は予めこれを承諾するものとします。

附則

- 1. ケーブルテレビウイंकは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
- 2. この本規約は 2026 年 7 月 1 日より施行します。

▶ 本件に関するお問い合わせ先



藤ケーブルビジョン株式会社
(ケーブルテレビウイング)



0120-433-454

[受付時間] 年中無休 9時30分～17時30分